

宝塚市公告第21号

農業経営基盤の強化の促進に関する計画（案）の縦覧期間の変更について

農業経営基盤強化促進法(昭和55年5月28日法律第65号)第19条第7項の規定により、農業上の利用が行われる農用地等の区域における農業経営基盤の強化の促進に関する計画(地域計画)の案を縦覧に供する期間について、「令和7年3月17日まで」を「令和7年3月18日まで」に変更(延長)する。

令和7年(2025年)3月17日

宝塚市長 山崎晴恵